

## 福祉有償運送に係る運営協議会の設置・運営マニュアル

和歌山県高齢者生活支援室

策定：平成27年10月23日

### 1. はじめに

- ・本マニュアルは、道路運送法の規定に基づく運営協議会を主宰する市町村の参考資料として、国の通知、他団体の実施状況などから運営協議会の設置、運営に関するポイントとなる事項をとりまとめたもの。

### 2. 運営協議会の目的

- ・運営協議会は、
  - ・福祉有償運送の必要性
  - ・旅客から収受する対価
  - ・その他の福祉有償運送を実施するに当たり必要となる事項を協議するため設置する。
- ・運営協議会は、福祉有償運送が地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に寄与するよう自家用有償旅客運送者に必要な指導・助言を行うよう努めるものとする。

### 3. 運営協議会の合意

#### (1) 運営協議会の合意の方法

運営協議会において協議が整った場合に、運営協議会における合意があったものとみなす。運営協議会で協議を行うに当たっては、公正・中立な運営を確保するため、構成員のバランスに配慮し委員の選任を行うとともに、関係者間のコンセンサスの形成をめざして、十分に議論を尽くして行うものとする。議決については、円滑な運営を確保するため、予め運営協議会の設置要綱に議決に係る方法を定めるものとする。

#### (2) 運営協議会で協議が調った場合の措置

運営協議会は、下記の(3)①から③までに掲げる事項を協議し、協議が調った場合には、施行規則第51条の3第4号に規定する合意が存する書類(別添1)を、申請者に対し、交付するものとする。

#### (3) 運営協議会において合意を必要とする事項

運営協議会においては、以下に掲げる事項について関係者間で協議が調うことを要するものとする。

- ① 必要性
- ② 運送の区域
- ③ 旅客から収受する対価

### 4. 運営協議会の設置及び運営

- (1) 原則として一つの市町村を単位として設置し、市町村長が主宰する。
- (2) 運営協議会設置要綱の参考要綱は、(別添2)のとおりとする。
- (3) 運営協議会の協議要領の参考要領は、(別添3)のとおりとする。
- (4) 運営協議会は原則として公開し、傍聴要領の参考要領は、(別添4)のとおりとする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれにかえることができる。

## 5. 運営協議会の進め方

- (1) 運営協議会で協議すべき申請書類の受付
  - ・福祉有償運送の実施を予定している事業者から運営協議会における協議書面を依頼する申請書（別添5）を提出させる。
- (2) 運営協議会を主催する市町村において、運営協議会設置要綱及び運営協議会傍聴要領を決定する。
- (3) 運営協議会を主催する市町村において、運営協議会の協議要領（案）、当該市町村における福祉有償運送の必要性に関する資料（別添6）、申請の概要説明資料（別添7）を作成する。
- (4) 運営協議会の開催（「必要性に関する協議」と「個別事業者の申請内容の協議」を区分して進める。）

### ア. 必要性に関する協議

- ① 協議に先立ち、福祉有償運送制度の概要（別添8）について、説明する。
- ② 協議に先立ち、運営協議会の協議要領（案）について審議し、運営協議会の協議事項、運営方法等を決定する。
- ③ 当該市町村の区域における要介護者、身体障害者その他の移動制約者の状況並びにタクシー、福祉タクシーの台数等公共交通機関の輸送の状況等福祉有償運送の必要性に関する資料（別添6）を用いて、主宰する市町村の考え方を説明し、協議の上、合意を得る。

### イ. 個別事業者の申請内容の協議

- ① 申請の概要説明資料（別添7）を用いて説明し、必要に応じて申請者から聴取を行い、質疑応答を行う。
  - ② 申請内容のうち、「運送の区域」、「旅客から収受する単価」について、協議のうえ、合意を得る。
  - ③ 申請内容のうち、「旅客の範囲」などについて、確認を得る。
- (5) 市町村において、「必要性」、「運送の区域」及び「旅客から収受する単価」の3点について合意が得られた場合、運営協議会で協議が調ったことを証する書類（別添1）を作成し、申請者に交付する。

## 6. 協議を行うにあたっての具体的な指針

### (1) 福祉有償運送の必要性

#### ア. 基本的考え方

- ・福祉有償運送は、タクシー等の公共交通機関のみによっては、身体障害者や要介護者等の移動制約者に対する十分な輸送サービスの確保が困難と認められる場合において、それらを補完するための手段として、当該地域における必要性が認められるものでなければならない。
- ・福祉有償運送の必要性が認められる場合とは、
  - ・タクシー事業者等による福祉輸送サービスが実施されていないか、又は直ちに提供される可能性が低いと認められる場合
  - ・地域に福祉輸送サービスを実施しているタクシー事業者等は存在するものの移動制約者の需要量に対して供給量が不足していると認められる場合があり得る。
- ・次に掲げる資料を用いて協議を行うことが望ましい。
  - ・当該市町村の区域における要介護者、身体障害者その他の移動制約者の状況
  - ・当該市町村の区域におけるタクシーの台数、福祉タクシーの台数及びこれら

福祉タクシーを含む公共交通機関が行う移動制約者の輸送の状況

- ・福祉タクシー券の利用状況
- ・NPO等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況

イ. 必要性判断の考え方

(全県レベルでの現状)

■乗合バス

項目	平成17年度	平成22年度	平成26年度
事業者数	14	20	21
車両数	370	388	406

■タクシー

項目		平成17年度	平成22年度	平成26年度	
福祉 タク シー	事業者数	56	86	103	
	車両 数	寝台車	1	5	7
		普通自動車	14	22	27
		軽自動車	91	110	116
		計	106	137	150
一般タク シー	事業者数	181	163	139	
	車両数	2,003	1,754	1,640	

注1)福祉タクシーは福祉輸送事業限定にかかるもの

注2)一般タクシーには、個人タクシーを含む

■福祉有償運送

項目		平成22年度	平成26年度	
福祉 有償 運送	事業者数	17	16	
	車両 数	寝台車	1	1
		車いす車	11	16
		兼用車	5	5
		回転シート車	13	7
		セダン等	74	50
		計	104	79
		(うち軽車両)	(68)	(51)

■移動制約者

項目		平成17年度	平成22年度	平成26年度
住民基本台帳人口		1,061,559	1,025,613	1,003,730
移動 制約 者	イ 身体障害者	53,365	56,505	57,131
	ロ 要介護認定	34,931	41,762	45,360
	ハ 要支援認定	16,211	18,649	21,543
	ニ 知的障害、精神障害者	8,635	11,128	15,148
	その他障害を有する者			
	計	113,142	128,044	139,182

注)平成26年度の人口は、平成27年1月1日現在

### (全県レベルでの考え方)

- ・移動制約者も含め誰もが円滑に移動できる仕組み作りをしていくことが必要。
- ・本県では、人口が減少する一方で、高齢化等の進展により、単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者は平成18年の約11万3千人から平成27年の約13万1千人へと増加してきている。
- ・移動制約者の増加に伴い、個別輸送サービスに対する需要が増大しており、公共交通機関を補完するサービスとしての福祉有償運送の必要性は高まっている。
- ・平成27年には、福祉輸送サービスの提供状況は、福祉タクシー150台、福祉有償運送79台となっている。
- ・こうしたことから、福祉有償運送の普及・拡大を推進することで、通院・買い物などの外出が困難な身体障害者、要介護高齢者等の移動手段を確保し、生活の向上、生き甲斐の創出、健康増進や介護予防につなげていくため、平成27年度から福祉有償運送に取り組む事業者の福祉自動車などの購入等を支援する外出困難高齢者等支援事業を開始した。

### (市町村レベルでの現状と考え方)

- ・運営協議会を設置、運営し、福祉有償運送が実施されている自治体では、当該市町村における輸送サービスの現状をとりまとめた上で、福祉有償運送の必要性についての協議を行い、総合的に勘案した上で、タクシー等の公共交通機関のみでは移動制約者のニーズに対応し切れておらず、公共交通機関を補完するサービスとして、福祉有償運送の必要性はあるとしている。
- ・このため、市町村内の状況について、移動制約者及び輸送サービスの状況に関する資料を作成し、市町村の現状と考え方を整理したうえで、協議を行うものとする。

## (2) 運送の区域

- ・運送の区域は、運営協議会を主催する市町村を単位とするものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあるものとする。

## (3) 旅客から収受する対価

### ア. 単価の範囲

福祉有償運送に係る対価は、運送サービスの提供及び当該運送サービスと連続して、又は一体として行われる役務の提供並びに施設の利用に要する費用について、利用者の負担を求めるものであって、以下の①及び②に掲げる範囲のものを言う。

#### ① 運送の対価

運送サービスの利用に対する対価

#### ② 運送の対価以外の対価

運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価であって、以下のようなものが考えられる。

##### i. 迎車回送料金

旅客の要請により乗車時点まで車両を回送する場合に適用する料金

##### ii. 待機料金

旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金

##### iii. その他の料金

介助料（乗降介助に関する部分に限る。）、添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）、ストレッチャー、車いす使用料等の設備利用料など

## イ 対価の設定方法

### ① 運送の対価

運送の対価は、原則として、次の i、ii、iiiの中から選択するものとする。ただし、これらのいずれにもより難い場合にあっては、運営協議会の合意に基づき、地域の実情に応じた運送の対価の設定を行うことができるものとする。

#### i. 距離制

原則として、旅客の乗車した地点から降車した地点までの走行距離に応じて対価を設定するものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

#### ii. 時間制

旅客を輸送するため旅客の指定した場所に到着したときから旅客の運送を終了するまでに要した時間により運送の対価を定めるものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

#### iii. 定額制

旅客の運送に要した時間及び距離によらず 1 回の利用ごとに対価を定めるもの又は予め利用者の利用区間ごとの対価の額を定めるもの。

### ② 運送の対価以外の対価

運送の対価以外の対価を設定する場合には、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準を明確に定めるものとする。

(注) 会員となる時の入会金、年会費、月会費その他の名目で徴収され、専ら団体の活動の維持・運営に当てられる会費等は、原則としてここでの対価には含めない。

## ウ 対価の設定に当たっての考え方

### ① 旅客から收受する対価の水準

旅客から收受しようとする対価は、施行規則第 51 条の 15 において、実費の範囲内であること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることが求められており、具体的には、次の i から iv に掲げる基準を目安とするものとする。

#### i. 運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）

の概ね 1/2 の範囲内であること。

#### ii. 運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること。

#### iii. 均一制など定額制による運送の対価においては、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。

#### iv. 運送の対価を距離制又は時間制で定める場合であって、車庫（事務所の車庫を含む。）を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合にあっては、当該同一旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね 1/2 の範囲内であると認められること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎車回送料金を併せて徴収してはならない。

(注1) 登録後の実績に基づき、平均実車キロを算出することができる申請者にあっては、当該平均実車キロを乗車した場合のタクシーの上限運賃を基準として、上記の i、iii、iv の考え方を適用することができる。

(注2) 運送の対価以外の名目で、実質的に運送サービスの対価を收受することにより、運送の対価の水準を名目的に上記 i に合致する水準に抑制するなどの操作は認められない。

## ② 対価の適用方法

- i. 時間制及び距離制の双方を定めることは差し支えないが、それぞれの適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用しようとする際に予め旅客に対して適用する対価の説明がなされる必要がある。
- ii. 福祉有償運送に係る運送の対価にあつては、一個の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する場合の対価を定めるものである。このため、iiiに規定する複数乗車（1回の運行で複数の利用者を運送する場合であつて、旅客1人ずつから対価を収受する場合をいう。以下同じ。）の対価を定めることができる場合を除き、旅客数に応じた運送の対価を収受できないものであること。

- iii. 福祉有償運送に係る複数乗車の対価を定める場合には、旅客1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね1/2の範囲内にあると認められるか、又は、平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね1/2の範囲内にあると認められるか、いずれかの方法により判断することができる。

※福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送が原則である。ただし、施行規則第49条第1項第3号に定める者のうち透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であつて当該地域における運営協議会においてその必要性が認められた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送すること（以下、「複数乗車」という。）ができるものとする。この場合において、旅客から収受しようとする対価が施行規則第51条の15の規定及び関係通達の定める基準を満たしていることについて運営協議会の合意がなされていることを要するものとする。

なお、「透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎」は、複数乗車が認められる代表的な事例として例示されているものであり、必ずしもこれに限定されるものではない。参考までに、現在、各地の運営協議会において協議し、ガイドラインを踏まえて認められている複数乗車の事例について、その主なものを次のとおりとりまとめた。（平成21年5月21日付け国自旅第35号）

（運営協議会で複数乗車が認められた具体的事例）

- ・ 同一町内の身体障害者等が、同一の病院へ通院する場合の輸送
- ・ 複数の障害児を、同一施設から同一病院までの輸送
- ・ 身体障害者の社会復帰を目的とする外出、日常生活（買い物等）のための輸送
- ・ 特別支援学校への送迎と施設間の輸送
- ・ 身体障害者養護施設の入居者が、コンサート鑑賞に行くための会場への輸送
- ・ 同居親族の会員の、乗車地・目的地が同一である場合の輸送
- ・ 障害者支援施設における、障害者自立支援法施行前のデイサービス、短期入所、日中預かり等に相当する、日中一時支援事業に伴う輸送

- iv. 運送の対価以外の対価を利用者に求める場合は、旅客が利用した設備又は提供された役務の種類ごとに金額を明記すること。

(4) 運送しようとする旅客の範囲

ア 運送しようとする旅客（付添人を除く。）は、申請者の団体において会員登録を受けた者（会員となる予定の者を含む。）であって、施行規則49条第1項第3号に規定するイ、ロ、ハ、ニの区分のうち、他人の介助なしでは移動することが困難であり、かつ、単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等の移動制約者であって、運送車に利用登録を行った者（利用登録を受けようとする者を含む。）を対象とするものとする。

なお、申請日において運送しようとする旅客の中に該当する者がいない区分については、申請することができない。（登録後、区分を追加するため旅客の範囲を変更する場合は、軽微な事項の変更の届出として、変更のあった日から30日以内の届出で足りる。なお、追加された区分に係る旅客を対象とすることの妥当性等については、運営協議会において、更新登録等の際に確認するものとする。（平成21年5月21日付け国自旅第35号））

- i. 施行規則第49条第1項第3号イ（身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者）に該当する旅客にあつては、身体障害者手帳を、同号ロ（介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者）に該当する旅客にあつては介護保険被保険者証を所持する者であること。
- ii. 施行規則第49条第1項第3号ハ（介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者）及びニ（その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者）に該当する者を対象とする場合には、運営協議会において当該者の身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者であること。
- iii. 施行規則第49条第1項第3号ハ（介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者）及びニ（その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者）に該当する旅客にあつては、付添い、見守り等の介助なしには、タクシー等の公共交通機関の利用が困難である者を含むものとする。

また、「その他の障害を有する者」には、自閉症、学習障害などの発達障害を有する者を含むものとし、また、介護保険法施行規則第140条の62の4第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者（基本チェックリスト該当者）についても、当該者が他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独で公共交通機関を利用することが困難である場合には、福祉有償運送の旅客対象として取扱うものとする。

(別添1)

平成 年 月 日

申請者 ○○○○ 様

運営協議会において協議が調ったことを証する書類

申請のあった福祉有償運送については、下記のとおり運営協議会を開催し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別  
福祉有償運送
2. 運営協議会の名称及び対象市町村  
(名 称) ○○市(町・村)福祉有償運送運営協議会  
(対象市町村) ○○市(町・村)
3. 運営協議会にて合意に至った年月日
4. 運営主体の名称、住所、代表者の氏名
5. 合意の内容  
(1) 運送の区域  
○○市(町・村)  
  
(2) 旅客から收受する対価(対価の内容を添付すること)
6. その他特記事項

○○市(町・村)福祉有償運送運営協議会  
主宰者 ○○市(町・村)長 ○○ ○○ 印



## 〇〇市(町・村) 有償運送運営協議会設置要綱(案)

### (目的)

第1条 〇〇市(町・村)有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、〇〇市(町・村)の住民の福祉の向上を図るため、福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償運送旅客運送の登録(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項

### (協議会の構成員)

第3条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市(町・村)長またはその指名する職員
- (2) タクシー事業者等の一般旅客事業者及びその組織する団体
- (3) 住民または有償運送の利用が想定される者
- (4) 地方運輸局長の指名する職員
- (5) タクシー事業者等の一般旅客事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (6) 〇〇市(町・村)の区域内において現に有償運送を行っている団体
- (7) 学識経験を有する者その他運営協議会を主催する〇〇市(町・村)長が必要と認める者

※地域に選出すべき構成員がないときは、省略しても構わない。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長をおく。

- 2 会長は、委員の中から互選により選出し、副会長は、会長が委員の中から指名するものとする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合には、その職務を代理する。

### (協議会の運営)

第5条 協議会は、〇〇市(町・村)が主宰し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 協議会は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助

言を求めることができる。

- 5 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。
- 6 協議会の庶務は、〇〇市（町・村）〇〇部において処理する。

（守秘義務）

第6条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 この要綱は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から適用する。

〇〇市(町・村)福祉有償運送運営協議会協議要領(案)

制定：平成〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇市(町・村)福祉有償運送運営協議会

道路運送法及び道路運送法施行規則における諸規定に照らし、〇〇市(町・村)福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)において、協議すべき事項及び必要に応じ、申請者から説明を求め、確認を行う事項並びにその基準について、以下のとおり定める。

1. 協議すべき事項(協議会における合意を必要とする。)

協議会は、設置要綱第2条に定める事項の協議にあたっては、(1)の事項についての協議を行い、先決した上で、他の事項の協議を行うものとする。

(1) 福祉有償運送の必要性

タクシー等の公共交通機関のみによっては、身体障害者や要介護者等の移動制約者に対する十分な輸送サービスの確保が困難と認められる場合において、それらを補完するための手段として、〇〇市(町・村)における必要性が認められるものであること。なお、この必要性に関する協議は、申請者ごとに個別におこなわず、〇〇市(町・村)における必要性を協議するものとする。

- ① タクシー事業者等による福祉輸送サービスが実施されていないか、又は直ちに提供される可能性が低いと認められる場合
- ② 福祉輸送サービスを実施しているタクシー事業者等は存在するものの移動制約者の需要量に対して供給量が不足していると認められる場合

(2) 運送の区域

運送の発地又は着地のいずれかが〇〇市(町・村)とする。

(3) 旅客から収受する対価

- ① 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。
- ② 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。
- ③ 当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該福祉有償運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であること。

ア 単価の範囲

対価は、運送サービスの提供及び当該運送サービスと連続して、又は一体として行われる役務の提供並びに施設の利用に要する費用について、利用者の負担を求めるものであって、以下の①及び②に掲げる範囲のもの。

- 1) 運送の対価：運送サービスの利用に対する対価
- 2) 運送の対価以外の対価：迎車回送料金、待機料金、その他(介助料、添乗料、ストレッチャー、車いす使用料等の設備利用料など)

イ 対価の設定方法

運送の対価は、原則として、次の距離制、時間制、定額制の中から選択するものとし、これらのいずれにもより難しい場合にあっては、運営協議会

で協議する。

運送の対価以外の対価を設定する場合には、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準を明確に定めるものとする。

#### ウ 旅客から收受する対価の水準

旅客から收受しようとする対価は、次の 1) から 4) に掲げる基準を目安とするものとする。

- 1) 運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね 1/2 の範囲内であること。
- 2) 運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること。
- 3) 均一性など定額制による運送の対価においては、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。
- 4) 運送の対価を距離制又は時間制で定める場合であって、車庫（事務所の車庫を含む。）を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合にあつては、当該同一旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね 1/2 の範囲内であると認められること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎車回送料金を併せて徴収してはならない。

## 2. 確認を行う事項

### (1) 旅客の範囲

運送しようとする旅客（付添人を除く。）は、他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、単独でタクシー等を利用することが困難な次のものであつて、申請者に利用登録を行った者（利用登録を受けようとする者を含む。）とする。

- ① 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者
- ② 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
- ③ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
- ④ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

なお、①又は②については、協議会事務局において、身体障害者手帳または介護保険者証の所持を確認するものとする。③または④については、協議会事務局において、〇〇市（町・村）福祉担当課と協議の上、旅客の対象として相応しいかどうか判断し、協議会の確認を求めるものとする。

## 3. その他確認が必要と認められる事項

協議会は、必要に応じ、以下に掲げる事項について確認を行うものとする。

### (1) 使用する自動車の種類ごとの数

法人等が所有する乗車定員 11 人未満の自家用自動車であつて、寝台車、車いす車、兼用車、回転シート車、セダン車等のいずれかであることを要する。

また、ボランティア個人の持込みの自動車にあつては、福祉有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものであることを要する。

### (2) 運転者

運転者は、以下に掲げるいずれかの要件を備える者であることを要する。

- ・ 道路交通法に規定する第 2 種免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者
- ・ 同法に規定する第 1 種免許を受けており、申請日前 2 年間に於いてその効力が停止されていない者であつて、国土交通大臣が認定する講習等を修了している者

ただし、セダン者等を使用する場合には、上記に加え、運転者又は同乗者のいずれかが、以下に掲げるいずれかの要件を備える者であることを要する。

- ・ 介護福祉士の登録をうけていること
- ・ 国土交通大臣が認定する講習を修了していること
- ・ 国土交通大臣が認める要件を備えていること

### (3) 損害賠償措置

自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であつて、次の基準に適合する任意保険（共済を含む）の契約を締結することを要する。

- ・ 対人賠償の限度額が 1 人につき、8,000 万円以上のもの
- ・ 対物賠償の限度額が 1 事故につき、200 万円以上のもの
- ・ 運送者の法令違反が原因の事故について、補償が免責となっていないこと
- ・ 保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと
- ・ すべての福祉有償運送自動車について契約を締結すること

### (4) 運行管理の体制

自動車の運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制を整備していることを要する。

### (5) 整備管理の体制

自動車の整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制を整備していることを要する。

### (6) 事故時の連絡体制

事故が発生した場合に適切に対応するため、責任者の選任その他連絡体制を整備していることを要する。

### (7) 苦情処理体制

旅客に対する取扱いその他福祉有償運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく弁明できるよう苦情処理の体制を整備していることを要する。

## 4. その他必要な事項

この要領に定めるもののほか、協議会において協議すべき事項及び確認を行う事項等に関し必要な事項は、協議会で協議し定める。

〇〇市(町・村)有償運送運営協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、〇〇市(町・村)有償運送運営協議会設置要綱第5条第5項の規定に基づき、〇〇市(町・村)有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

2 一般席の数は、原則として10人以内とし、協議会の開催の都度、協議会の会長(以下「会長」という。)が会議室の収容人員等を考慮して定める。

(傍聴申込方法)

第3条 傍聴の申込受付は、協議会の開催の当日、所定の場所において、住所、氏名等を記入し、開会の30分前から行い、15分前に締め切るものとする。

(傍聴者の決定等)

第4条 傍聴申込者の数が第2条第2項の一般席の数を超えた場合は、抽選により決定する。

2 受付締切時点で傍聴申込者の数が一般席の数に満たない場合は、傍聴申込者全員を傍聴者として決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第5条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 第4条に基づき決定した傍聴者以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

(撮影及び録音の禁止)

第7条 傍聴者は、会場において、会議の様子を撮影し、又は録音してはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第8条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に必要な指示をさせたにもかかわらず、傍聴者が指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

(委任)

第9条 この要領に定めのない事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則 この要領は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から適用する。

(別添5)

平成 年 月 日

〇〇市(町・村)長 様

住 所  
法人の名称  
代表者・職・氏名

福祉有償運送の登録に係る協議書面の交付申請について

福祉有償運送を始めるに当たり、道路運送法第79条による登録申請を行いたいので、貴市(町・村)主宰の協議会において協議が調ったことを証する書類を交付願いたく、下記のとおり必要書類を提出します。

記

- 1 事業所の名称・住所
- 2 運送の区域(着地又は発地の市町村名)  
〇〇市(町・村)
- 3 旅客から収受する単価  
別添資料のとおり
- 4 近畿運輸局和歌山運輸支局への申請書類(案)  
別添(写し)のとおり

## 〇〇市(町・村)における移動制約者及び輸送サービスの状況

## 1. 人口

区分	平成〇〇年	平成〇〇年	平成〇〇年
人口			
65歳以上人口			
高齢化率			

## 2. 移動制約者

## (1) 要支援・要介護者数

要支援		要介護					計
1	2	1	2	3	4	5	

## (2) 身体障害者数

手帳区分	1級	2級	3級	4級	5級	計
視覚障害						
聴覚・平衡均衡障害						
音声・言語・そしゃく機能障害						
肢体不自由						
内部障害						
計						

## (3) 身体障害児数

手帳区分	1級	2級	3級	4級	5級	計
視覚障害						
聴覚・平衡均衡障害						
音声・言語・そしゃく機能障害						
肢体不自由						
内部障害						
計						

## (4) 知的障害者(児)数

手帳区分	A1	A2	B1	B2	計
18歳未満					
18歳以上					
計					

## (5) 精神障害者(児)数

手帳区分	1級	2級	3級	計
18歳未満				
18歳以上				
計				

## (6) 移動制約者の推移

区分	平成〇〇年	平成〇〇年	平成〇〇年
イ 身体障害者			
ロ 要介護認定			
ハ 要支援認定			
ニ 知的障害			
精神障害			
計(重複あり)			



### 3. 公共交通機関

#### (1) 乗合バス

項目	平成〇〇年	平成〇〇年	平成〇〇年
事業者数			
車両数			

#### (2) タクシー

項目		平成〇〇年	平成〇〇年	平成〇〇年
福祉タクシー	事業者数			
	車両数	寝台車		
		普通自動車		
		軽自動車		
	計			
一般タクシー	事業者数			
	車両数			

注1) 福祉タクシーは福祉輸送事業限定にかかるもの

注2) 一般タクシーには、個人タクシーを含む

#### (3) 福祉有償運送

項目		平成〇〇年	平成〇〇年	平成〇〇年
福祉有償運送	事業者数			
	車両数	寝台車		
		車いす車		
		兼用車		
		回転シート車		
		セダン等		
		計		
(うち軽車両)				

### 4. 移動支援

#### (1) タクシー利用券

#### (2) バス料金割引券

区分	項目	申請内容
運送の主体	名称	
	代表者名	
	事務所所在地	
	事業内容(活動内容・理念等)	
	法人種別	<input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> その他( )

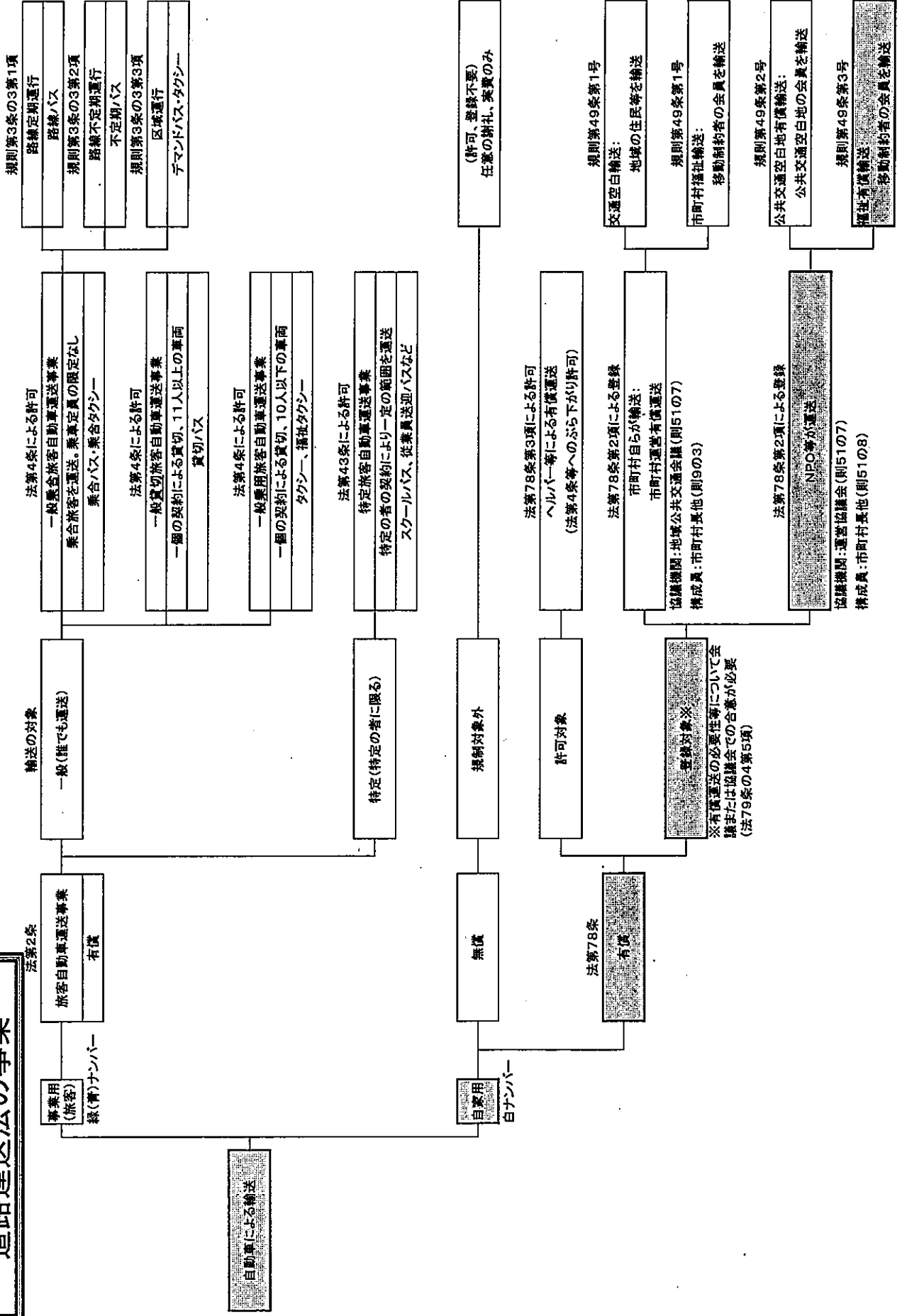
区分	項目	申請内容
運送の区域	区域	〇〇市(町・村)を発地または着地とする
旅客から收受する対価	体系・適用方法	<input type="checkbox"/> 距離制 (初乗り kmまで 円 加算額 )
		<input type="checkbox"/> 時間制
		<input type="checkbox"/> 定額制( )
		<input type="checkbox"/> 距離・時間併用( )
	複数乗車	<input type="checkbox"/> 有 (算定基準 ) <input type="checkbox"/> 無
旅客の範囲	運送の対価以外の対価	<input type="checkbox"/> 有 (算定基準 ) <input type="checkbox"/> 無
	利用会員の対象(移動制約事由)	<input type="checkbox"/> イ 身体障害者
		<input type="checkbox"/> ロ 要介護認定を受けている者
		<input type="checkbox"/> ハ 要支援認定を受けている者
		<input type="checkbox"/> ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者 ( )
利用会員の人数	<input type="checkbox"/> イ 名 <input type="checkbox"/> ロ 名 <input type="checkbox"/> ハ 名 <input type="checkbox"/> ニ 名	
使用する自動車	種類・台数	<input type="checkbox"/> 寝台車 台 <input type="checkbox"/> 車いす車 台 <input type="checkbox"/> 兼用車 台 <input type="checkbox"/> 回転シート車 台 <input type="checkbox"/> セダン車 台
	持込車両	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
運転者	免許区分・人数	<input type="checkbox"/> 第2種免許 名 <input type="checkbox"/> 第1種免許 名
	第1種免許者の運転者講習	<input type="checkbox"/> 受講済 名 <input type="checkbox"/> 受講予定 ( ) <input type="checkbox"/> 未
	セダン車両の使用資格	<input type="checkbox"/> 有 (運転者・同乗者の資格要件を満たしている) <input type="checkbox"/> 無
損害賠償措置	賠償内容	<input type="checkbox"/> 対人 <input type="checkbox"/> 対物
運行管理等	運行管理の体制	運行管理責任者( )
	整備管理の体制	整備管理責任者( )
	事故対応	事故対応者( )
	苦情処理	苦情処理責任者( ) 苦情処理担当者( )

区分	項目	申請内容
運送の主体	名称	NPO法人 △△
	代表者名	理事長 ○○ ○○
	事務所所在地	〇〇市〇〇××番地
	事業内容(活動内容・理念等)	〇〇………… ××…………
	法人種別	<input checked="" type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> その他( )

区分	項目	申請内容
運送の区域	区域	〇〇市を発地または着地とする
旅客から收受する対価	体系・適用方法	<input checked="" type="checkbox"/> 距離制 (初乗り 2kmまで 300円 加算額 以降1kmあたり 150円 )
		<input type="checkbox"/> 時間制
		<input type="checkbox"/> 定額制( )
		<input type="checkbox"/> 距離・時間併用( )
旅客の範囲	複数乗車	<input type="checkbox"/> 有 (算定基準 ) <input checked="" type="checkbox"/> 無
	運送の対価以外の対価	<input type="checkbox"/> 有 (算定基準 ) <input checked="" type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> イ 身体障害者
		<input checked="" type="checkbox"/> ロ 要介護認定を受けている者
	利用会員の対象(移動制約事由)	<input type="checkbox"/> ハ 要支援認定を受けている者
		<input type="checkbox"/> ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者 ( )
利用会員の人数	<input type="checkbox"/> イ 名 <input checked="" type="checkbox"/> ロ 20名 <input type="checkbox"/> ハ 名 <input type="checkbox"/> ニ 名	
使用する自動車	種類・台数	<input type="checkbox"/> 寝台車 台 <input type="checkbox"/> 車いす車 台 <input checked="" type="checkbox"/> 兼用車 2台
		<input type="checkbox"/> 回転シート車 台 <input type="checkbox"/> セダン車 台
持込車両	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
運転者	免許区分・人数	<input type="checkbox"/> 第2種免許 名 <input type="checkbox"/> 第1種免許 3名
	第1種免許者の運転者講習	<input checked="" type="checkbox"/> 受講済 3名 <input type="checkbox"/> 受講予定 ( ) <input type="checkbox"/> 未
損害賠償措置	セダン車両の使用資格	<input type="checkbox"/> 有 (運転者・同乗者の資格要件を満たしている) <input checked="" type="checkbox"/> 無
	賠償内容	<input checked="" type="checkbox"/> 対人 無制限 <input checked="" type="checkbox"/> 対物 無制限
運行管理等	運行管理の体制	運行管理責任者( )
	整備管理の体制	整備管理責任者( )
	事故対応	事故対応者( )
	苦情処理	苦情処理責任者( ) 苦情処理担当者( )

# 福祉有償運送について

## 道路運送法の事業



# 福祉有償運送について

## 1. 福祉有償運送とは

- 概要: タクシー等の公共交通機関のみによっては、身体障害者、要介護者等の移動制約者に対する十分な輸送サービスが確保されていない場合に認められる運送サービス
- 実施主体: NPO法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人又は一般財団法人、農業協同組合、消費生活協同組合、商工会議所、商工会等、
- 利用者: 身体障害者、要支援・要介護認定を受けている者などで、会員名簿に登録されている者
- 運賃: タクシーの運賃の概ね1/2相当
- 運転者の要件: 第2種免許または一定の講習を修了した第1種免許

## 2. 福祉有償運送を実施するためには

- 市町村が主宰する「運営協議会」(タクシー事業者、利用者等で構成)において合意が調った後に、近畿運輸局への「登録」が必要

## 3. 実施までの流れ

- 市町村が主宰する「運営協議会」で協議が必要
- 協議の上、合意が必要な事項: 「必要性」、「運送の区域」、「旅客から收受する対価」の3項目
- 確認に留める事項: 「旅客の範囲」その他運営協議会が必要と認める事項

合意

### 近畿運輸支局への登録の申請

#### 審査項目

- 運営協議会において協議が調っているか。
- 実施に必要な自動車の保有がなされているか。もしくは保有する計画があるか。
- 必要な要件を備えた運転者の確保がなされているか。
- 運行管理体制及び整理管理体制が適切に確保されているか。
- 事故発生時の連絡体制が適切に確保されているか。
- 計画車両の全てが任意保険等に加入しているかもしくは加入する計画があるか。等

審査クリア

登録

## 4. 福祉有償運送の指導・監督

### 近畿運輸局による輸送の安全確保等の指導・監督

- 運行管理体制、運転者の要件等、輸送の安全確保のために必要な体制等について、指導・監督。
- 必要に応じ、監査等により確認。さらに、是正命令や登録の取消し等の処分を実施。

#### 【参考資料】

- 《ガイドライン》「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」(平成27年4月1日付け国自旅第370号)
- 《処理方針》「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」(平成27年3月30日付け国自旅台352号)
- 《対価通達》「家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」(平成18年9月15日付け国自旅台144号)